

(平成19年5月8日)

部等名

企画部

件名	山梨県情報政策アドバイザー会議の設置について
経緯	<p>○趣 旨</p> <p>「暮らしやすさ日本一」の山梨づくりに向け、今後更なる発展が見込まれる情報通信産業の誘致、育成を推進するため、情報通信分野の専門家や有識者等による会議を設置し、変化が激しい情報通信分野の最新動向を踏まえた意見・提言を頂き、今後の情報通信産業振興施策に反映させる。</p>
内容	<p>1 設 置</p> <p>山梨県の情報通信産業の振興を図るに当たり、有識者の意見を踏まえるため、山梨県情報政策アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という）を次のとおり設置する。</p> <p>2 所管事務</p> <p>アドバイザー会議は次の事項について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業の振興に関すること ・その他必要な事項に関すること <p>3 会議の構成</p> <p>別表に掲げる委員及びオブザーバー</p> <p>4 第1回会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成19年5月9日(水) 午後5時から ・場 所 山梨県東京事務所 東京都千代田区平河町2-6-3(都道府県会館13階)

山梨県情報政策アドバイザー会議の設置及び運営に関する要領

(設置)

第1条 山梨県の情報通信産業の振興を図るに当たり、有識者の意見を踏まえるため、山梨県情報政策アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という）を設置する。

(所管事務)

第2条 アドバイザー会議は、次の事項について検討する。

- 一 情報通信産業の振興に関すること
- 二 その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 アドバイザー会議は別表に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

(議長)

第4条 アドバイザー会議には議長を設置する。

- 2 議長は、委員の互選によって選出する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 アドバイザー会議は、議長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 アドバイザー会議の庶務は、企画部情報政策課において掌理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要領は平成19年5月9日から施行する。

【別 表】

山梨県情報政策アドバイザー会議

○委 員

(財) テレコムエンジニアリングセンター 理事長	もたい 甕	昭男
日本銀行国際局長 (元甲府支店長)	いでさわ 出沢	敏雄
(株) NTTドコモ 代表取締役副社長	石川	國雄
山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授	新藤	久和
日本電気 (株) 執行役員専務	広崎	膨太郎

○オブザーバー

総務省情報通信政策局長	鈴木	康雄
中央コリドー高速通信実験プロジェクト推進協議会 事務局長	北村	彰啓
山梨大学研究支援・社会連携部 部長	田中	正男
(株) デジタルアライアンス 代表取締役社長	鈴木	新一